

奧羽婦人傳

一名窈窕美譚

天

280

才

天

佐澤廣胖編纂

與羽
閨苑美譚

全貳冊

香雪精舍藏

序

古稱女有四行。曰德言容功。蓋德尙靜止。非才慧聰智之謂也。言尙簡婉。非佻巧便佞之謂也。容尙閑雅。非華飾麗粧之謂也。功尙慎周。非淫巧奇技之謂也。能備此四德。而後柔順事人。純貞持身。在家爲賢女。出嫁爲賢婦。生子爲賢母。先王重內教。訓誡有方。女性專一。其教易入也。自世道衰。而內教熄矣。其以爲德者。才慧聰知而非靜止也。其以爲言者。佻巧便佞而非簡婉也。容止華飾麗粧。功止淫巧奇技。而四行墜地。安能望其柔順純貞哉。佐澤香雪有慨于此。裒輯與羽婦女之言行可法者。爲若干冊。名曰窈窕

美談。來乞一言。余出示先人所著協稽姬鑑一卷曰。內教之事。朱子有遺說。設八目。姬鑑據之。每目引古歌證之。務使易讀。今是著雖無此目。其用心於內教則一也。因使每卷摘錄以揭之。且序曰。陰陽合功而萬物育。夫婦協德而一家治。故王化始于閨門。後世俗儒。概責刑于於丈夫。而不置重於內教。終壞專一之性。致四德之墜地。可勝歎乎。此編文字平易。事實切近。雖嫗嫗孩提。皆可通曉。苟使之感發而效法乎。其益于女德。豈淺鮮哉。

明治三十五年十二月 筠軒大須賀履撰

奧羽婦人傳叙 一名窈窕美譚

余編集奧羽史料。微意專在乎闡幽揚潛。而間得賢婦淑女之言行者。亦不爲少。其關係於史上者。既取之史料。又倣列女傳更修此編。續々刊行而欲使天下婦女有所法也。感化之功雖不可逮列女傳。亦足以補於風化之萬一乎。方今動曰男女同權。何其謬也。余熟推陰陽之理。考剛柔之義。男有男權。女有女權。不可相侵也。士大夫之忠乎君。信乎職。商賈之走于理財。農民之務稼穡。工人之製諸器。皆能勤勞于外。以制其內。於是乎夫婦和睦。而子孫之慶祥集矣。是之謂男權也。女則異之。從夫之指導。治內以守貞德。

使夫無內顧之憂而已。不然則長才智者。彼有呂后。我有
浣姬。嫵媚頤國者。彼有楊妃。我有鼈菊。皆以覆天下。下至
士庶人。牝雞至晨。而不生亂階者。幾希矣。是天然之理。而
剛柔之所以自別也。男女同權之說。雖原歐米也。決非本
邦之所宜也。是本編主旨之所在。而其關婦道最大矣。不
得不論也。是爲序。

明治某月日

仙臺 香雪林下居士

是余舊製序也。當時同權說起。故有此編。今而思之。陰
陽協其時。男女得其宜。是亦同權也。不必以一剛柔輕重
爲全權也。但陽剛陰柔之理。遂不可易也。此編得諸友
人之勸獎。而將公于世。因附記之。云。壬寅冬。日

婚禮之圖式

女はねやの家をいて、夫の家を我家とするを嫁といふ字は女へんに
家どかくなりとめいりては夫の父母をわかれやと玄朝夕よくつかへ
てよめの道をつくすへしそれ婚姻は媒を以て互にむすふへし媒なきは
禽獸に同玄媒は相應のゑんをとりむすひかためのかつき事ありて扱
日限を定め男の方より出るしをわくる是を結納といへりこれも分限に
應えて五荷五種三荷三種又下さまは手樽手着にても濟む事なり五荷五
種のときは斗樽五荷着五種なり或は一調、一こんふ、一するめ、一
かつをふし、一のし、等なり是に絹布をろふるなり或は小袖五重、を
び一筋小袖は地は何にても白むく一ッ緋むく一ッ其外かのこれらもの
類何にても分限相應なり何ほどこゝろやすきたのみにても帯一筋う
ふるか本式なり其のち日をゑらひて駕入あるへし世俗には嫁いりの後
むこいりする事あれどもあればわやまりなりしかれども下々にてはど
かく勝手のよきを第一とすれば心にまかせ式法にか、はるまじまして
相性なきぎんみいらさる事なり女のこゝろたてと男のつねの身もちを
ぎんみする事第一なりその、ちよめの道具をむこの方へをくりてのち
よめの興をいゝなりよめいりの夜さまく、此法式あることなりしか

かれども當代はた、がんだりやくをもつはらどせりしかし婚禮の坐つき
さかつき事はさして金銀の費ひなき事なれば本式にありたしまつよめ
此興いりて待女郎出むかひ化粧の間へどもなひゆきまはし休息さすへ
し扱座敷へいつるときはよめと主居とて下座なりむこは客居とて上座
床はきに居なり座つき三寶に手掛のしをいたま次に引わたしてうしひ
さけを出すなり先よめよりさかつきをばまむるなり引わたまはかはら
け三枚むかふにこんぶかちくりのしなり此うへのかはらけをよめとり
て一こんうけ一こんくはへ扱しやく人くはへよ立さて一こんつくなり
これにて三こんなりそれを駕へつかはしむこ同しく三こんのみて中か
はらけをとり又三こんのみこれによめにつかはせよ先三こんのみてま
た下のかはらげをとり三こんのみてむこへつかはしむこ三こんのまて
をさむるなりこれにて双方三こんつ、三度なり三々九度といへりしや
くくはへこのほかむつかし口傳といふにはあらねどもわざ事ゆゑ筆
に乃へかたし此さかつき事すみて駕勝手へいるなりさて雑煮をいたす
よめまち上臈と、もにすはるなり引かへ本膳いつる其のちむこより以
たしたるむかひ小袖を着かゆるなりこれの色なほまといへりうの、ち
けんさん有一家さかゆき事ありさて五日めよは五日かへりどてねやさ

どへかへる里にて五日どうりうして駕のかたへかへるをはなかへり
といへり控のあいたにしうといり一家ひろめどてまゑるい朋友をよひ
てもてなすことなりなほくはしくはうの道の人になつぬべし

懐妊産後之事

それつまをめでる事は嗣をもどめて子孫はんまやうなさんた先なりま
かれは女中はつねに身の養生せん一なりさて經水どまりくわいたいに
きはまらは諸事身をつ、しみ悪敷しよくじせずあしき事を見き、せず
ましてみつがらなしべからず五ヶ月になりて帯をするなりこれをいわ
たをひといへりさて月みちて平産あらはたとい違者なりども安神散を
もちもへしまた人參を用意しれくべしさん後はさんせんよりも猶大事
なり家内ものしつがにして夜ときする人あま声高に話すへのらすさ
ん婦にたいくつなきやうにとこ、ろをつけへし産後にすこしにてもく
せつけは一生のやまひとなるものなりよくく、ろ得へしさて出生
の子は一日一夜をすきて乳をつくへし控れまては甘連湯をしけくもつ
ゆへま一甘草、黄連、辰砂、此三味をふり出しきぬにひたしてのますへ
し乳をつけてのちはたやすくのまぬものなり乳香ぬさきに此くすりを

もちひて胎毒をはかすへし生長の後無病なりさて湯をひく事ふはわ
まりしけきはるし、うふかみをたる、も三十日めとし夏は、やくそる
へし湯もしけくひくへし小兒は常にしよくし八合めにすへし衣服も寒
き方にすへしこれ養生の第一なり壽命長久めてたかるへし

女中服付之卷

正月より三月三日まで合着の部

- 一 緋綸子
- 一 緋紗綾
- 一 緋縮緬
- 一 桃色
- 一 紅かば

右之外縫入又は紅桃色板しめにてもよし

か飛ごりの部

- 一 地黒綸子
- 一 地白綸子
- 一 地赤綸子
- 一 地赤縮緬

右之類着いたしへし但し合着無地の同種なり少々の模様又は縫入も
よし鬱金合着をきたるせいは地赤のかひとりを用地赤のかひとり
のせつは白縮緬模様物を合着に致すもよし右之外ちりめん模様物か
ひとり桃色にても地赤にてもくるしからず其外ふくさかひとりは何
色にてもつかひなし

三月三日よ初合白

- 一 綸子
- 一 紗綾
- 一 ちりめん

右之外縫入又玄のおまり様の物地白ければ何にても苦玄からま

一かひとりは三月節句に限り大紋無地緋綸子を着いだすなり

但し大紋は若年寄まで御側向は御中臈以下までもくるしからず小
りんす緋さや緋縮緬の類無地なれはくるしからず緋ちりめん緋さ
るのるひ節句後は合赤の通り何色にてもくるまからず但し白の類
は不用

四月朔日より提げ帯

- 一 地白綸子
- 一 地赤りんす
- 一 地黒りんす

右之外ちりめん羽二重之類にてもよし

五月五日より一重

- 一 地赤綸子
- 一 地赤縮緬
- 一 地白綸子
- 一 地黒綸子

右之外もよふ物の類一重但し時宜次第帷子類着する事くるしからず
節句より茶屋辻子絹さぬち、み染などくるしからず

六月朔日より帷子

- 一 地白辻子
- 一 地黒辻子

右之外茶屋辻子絹越后縮み染の類何にてもくるしからず

七月七夕十五日

一 地白辻子

右之外毎月の通にてよし

八月朔日

一 地白辻子

右之外前月の通にてよし但し八月十五日より一重にてを時宜次第帷子着てもよし

九月朔日より拾

右四月之通り九日より小袖袷白かひとり地黒赤何よてもよし

十月朔日とり十二月中合着赤

右かひとりは春の通りにてをろし

女房粧裝之覺

一 玄らさわ之事 一 眉をを々事

一 すべらかし髪ゆひやうの事 一 前後の圖之事

一 嫁下ヶ髪之圖之事

一下入之御姫は玄ら緑斗り也相従う女房遠御色直し前はうす眉にて御色直しより玄んを入る也尤まゆ毛取りたる女房也

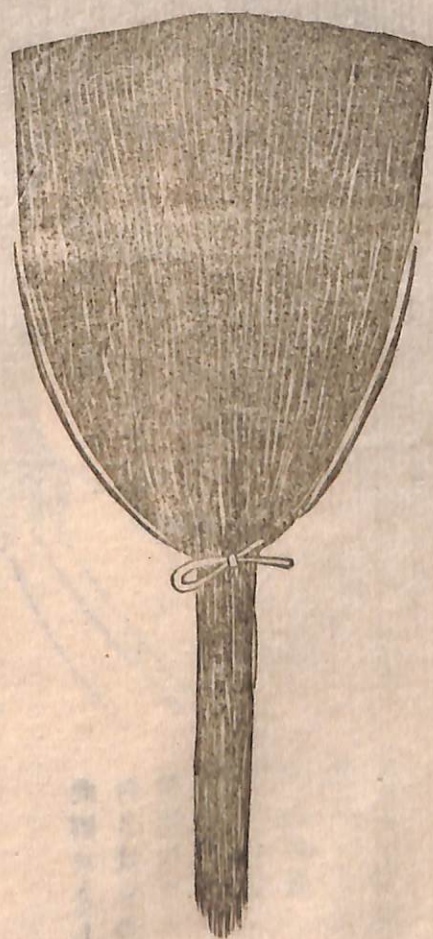
前面



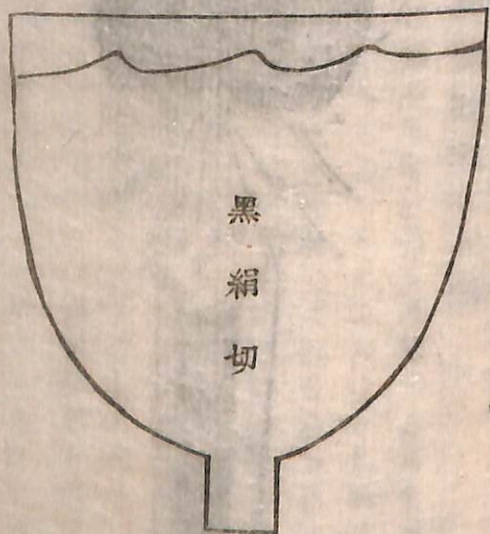
此圖此とし
白きはいたし薄く
黒眉をわくなり
中の眞黒をしんど
申すは目を入ると
いふ心也
是はまゆけをとり
玄女中眉斗置く

後 面

一 女のけとらざる前は誰人もしらきわ斗也といふ
 一 臺紙とて如此黒ききぬ切にて形をこしらへ衣服せもんの通りに成るやうにする也



一 結ひめと眞の水引貳本にて片ひざ立て結ふ也
 一 臺紙へ髪けのはなれぬやうに黒き糸にて遠はりにぬひ付る也
 一 はし／＼をいせふにて髪毛のみたれぬやうによく付くる也

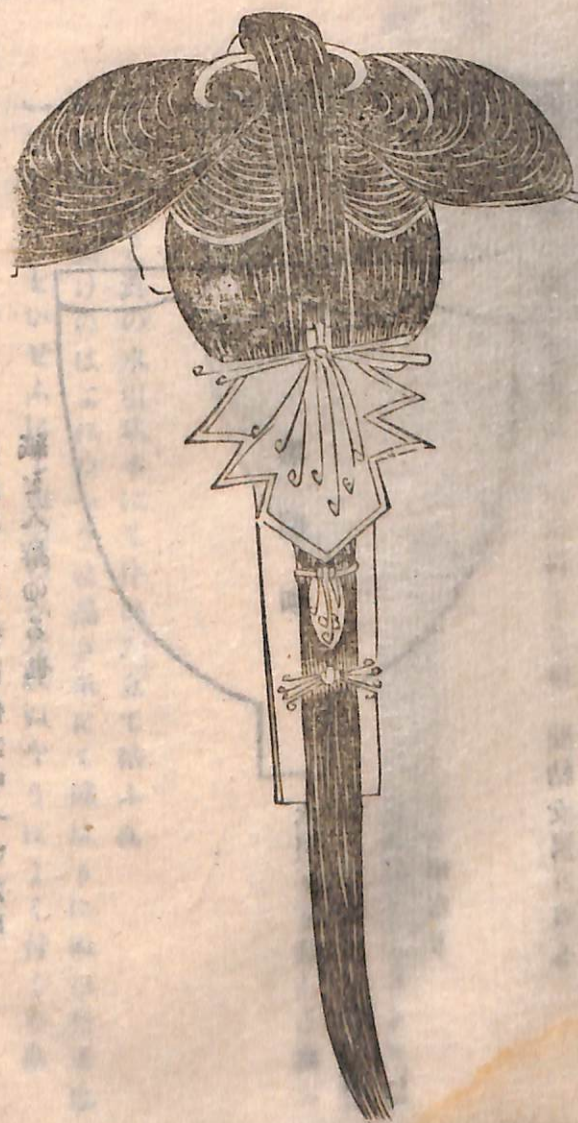


如此黒き切袷に仕立中へいため紙を入拵ゆる也

水引にて結ひし處へ嫁入の御姫は蝶を付る事也てふとも元結とも申なり

髪毛を此此如く黒糸にてぬひ付くる事 髪結女房は傳也
 一 さけ髪もつ合同様之事なりすへらかしの略との心なり是等皆武家女房之古實也公家衆の禮は尤外にあり昔はかつき常にも用ひま也今も公家の禮にしたかひ西京にては皆あつきをを用ひ徳川時代に成て慶長の比より關東はかつきちやうじ也古實故祝言の嫁斗用ゆる事には成ぬ

一蝶を下ケ髪へ付るはずべらかまにても付る事あり尤御嫁入之御姫斗
 但し待女房も蝶付る外之有合女中には蝶つけるにれよはずと
 一婚禮等にもかきらまさま立禮義にはいづもケ様之義也よく心得
 へき事也常の祝義に蝶は不付也



但蝶は男結次は女結次は男結此の如く三所なり五所なり結ふよし
 御所御假粧比大略

一けしやうは女の面のみをいろどる事にあらま衣服以下品つくりふと
 を言ふかり女の髪のみをいろどる事からんふろよけれ何ほといふかしき折も髪
 わけさせ給ふべし髪を、かせ給ひてぬれ髪なればとて其儘にてみたり
 たるはおきろしき物にておはしまじき扱は清少納言も女の髪さはきた
 ると冬の夜の月をまさましき物に譬ひをき侍りぬかみ就らざる内之中
 ほどを結はせ給ふへし彼紅粉翠黛は女の面を色どる具也先おしろいを
 し給はんにはあらひこにて能くあらひしとらくいふくをかつきむして
 扱杉原紙をよくよくもみてぬくひ其後幾度もぬるへし日毎すれは地
 肌うつくしく成侍り首のまはり耳のふちななどに心を付くへし紅粉のか
 すのこりゝるはひさまの壁のこぼれたるやうにてと式部かろしりしを
 おもひ給ふべし

一頬にへにをさして櫻の花ふさをおもひやりしろき内にあかき乃ある
 か無きかど見る程成るへしつまへにもおなし事也口へにはすてまふく
 ほそきかよし又へにと云ものあからかに付てと紫式部か近江れ君をろ

しりしはいが斗かあかりしにや
 一眉は細眉柳眉とて様々也目のかつこうに寄て細きはこく引き太きは
 薄きかよ去遠山に霞のかゝりたる様にやうにはのくと引くへき也
 一きわ墨はいかにもはのかに雲井は鷹のかすみをわたくるが如く高ね
 に霞のかゝりたる様小びたいより上にて引すつへし小かをに大をたひ
 なと似合わしからず心を付けつり合大せつ也
 一齒くろは日毎に染むへきなり幾度もぬくひてはそめまればつや出て
 、よまふしはこまか成かよし甘艸を少まままへて付けへしかね汁は中
 をひやして毒なれば齒を染て後能々す、き給ふへし
 一凡女の假粧するは風流の爲にあらすされは毎朝とく起きけわひして
 身をいさきよくして舅夫につかふまづるは禮義なり然るに下鵲は心得
 あしくて人なみの姿をもては素かは成かよけれなど云ひ或は遊女舞手
 などの風をにせ學ぶは大なるむが事なり外を正まぐして内を差ふいは
 れあり慎むへき事にこそことわさし其召仕の者をみて主人は風儀をし
 ると言傳へ侍れば常々言聞せてあしき風俗を戒まむへきことにころ
 右仮粧の書或るんこと那き方へ介婦乃參らせしをむたまら乞ひ求めて
 吾家れ教へどなす事まかり丙子年花見月よき日 兵部卿良廣述

凡例

- 一此書烈婦貞女等ノ目ヲ設ケス又年代前後ヲ問ハス隨テ得隨テ錄
 ス一名題シテ窈窕美譚ト云フ編集ノ微意自ラ其中ニ存スルモノ
 アリ
- 一編中詳略アルモノハ得ル所ノ行狀小傳皆各人ノ手ニナル是レ文
 体ノ一ナラサル所以ナリ惟實ヲ據リ疑ヲ解クノミ其大成ノ如キ
 ハ識者ノ竄補ヲ待ツ
- 一編者ノ初志汎ク全國女流ノ偉行美事ヲ編次シ以テ巾幗ノ矜式ト
 爲サント欲ス然レモ力ヲ茲ニ及フ能ハス今奥羽婦人ノミヲ取ル
 邇ヨリ遠ニ及ホサント欲スルナリ
- 一此書每卷古典舊式ノ存スヘキモノ一二ヲ採録シ且年中衣服制一
 例ヲ載ス是亦女流ノ淑德操行ヲ補翼セント欲スルナリ
- 一朱文公夙トニ婦女教誨ニ意アリテ果サス劉子澄ニ奧フル書中ニ
 其目ヲ舉クルモノ八條アリ復所神林先生本邦婦女ノ懿行ヲ採リ

其目ニ據リ協稽姬鑑一卷ヲ撰述セラル世末々有ラサル所ナリ其詞通暢其文簡易且毎條古歌ノ引證アリ尤モ婦女ノ感化ニ適ス今コ、ニ之ヲ鈔録シテ卷頭ニ附ス

一此編先ツ第一集二卷ヲ公ニス第二集二卷第三集二卷ハ來春ヲ期シ相續テ刊行セントス然リト雖モ奥羽區域ノ廣キ年代ノ久シキ古今淑女名姬ノ多キ豈ニ之レヲ僅々數冊子ニ網羅シ得ヘケンヤ遺珠ノ多キ論ヲ待タサルナリ編者ハ更ニ索搜ニ一層ノ勉勵ヲ加フヘキナリ

畢

附言

一我朝古來女流衣冠ノ官制アリ以テ貴賤上下ヲ分ナテ都鄙時樣自ラ古今ノ差アリト雖モ明治以降ノ如キ變更ノ甚シキ者ハ未ダ嘗テ有ラサル所ナリ蓋シ我朝女流ノ服裝タル天性溫柔優ナル氣象ニ就キ深ク意ヲ身軀ノ便否衛生ノ得失ニ注キ而モ後裁制セシ

モノナリ加フルニ五綵ノ錦繡ヲ以テ粧飾セシ如キハ最モ其感情ノ深キ其思想ノ弱キ生質ヲ養成發育スルノ必要タルヤ明ナリ況ヤ式禮服タルモノヲヤ彼ノ單ニ勞力服制ニ係ルモノト日ヲ同ワシテ語ルヘケンヤ凡我國ノ事物ニハ悉ク最良ノ具存スルモノアリ鑑ミサルヘケンヤ

夫一郷ニ一偉人アレハ郷俗其風ニ化シ人才ノ輩出スルハ古今同フスル所ナリ各地方諸彥冀クハ幸ニ筆墨ノ勞ヲ吝マスシテ其財料ヲ投寄セラレ以テ地方潛幽婦德ヲ發揚シ婦道ヲ振起シ世教ノ萬一ヲ裨補セントスルノ微意ヲ翼贊アラレヨ寄送稿ハ和漢文牀ノ異同ヲ問ハス其文辭ノ巧拙ノ如キ固ヨリ論スル所ニ非ス但取捨ハ編者ノ意見ニ一任セラレントナ請フ本編曩キニ投寄ノ勞ヲ辱フムルハ概子地方諸老先生及諸新聞記者諸君是ナリ今貴名ヲ茲ニ列記シ聊カ謝意ヲ表ス爾后モ亦タ之ニ準ス官城縣我義淑河田瀨織君、遠藤速雄君、中澤敬哉君、木村敏君、鈴木省三君、西山萬次

郎君、戸澤精一郎君、佐々木國藏君、故伊東一翁君、飯川勤君、湯目
 隆治君、萱場丕顯君、福嶋縣大須賀次郎君、瀧川濟君、中木儀左衛
 門君、神林晋君、梅津直義君、故萱間開君、諏訪翁州君、高橋脩齋君、
 山形縣宮島昇君、故荒井多四郎君、阪崎時敏君、岩田孫四郎君、岩
 手縣小澤守眞君、櫃内吉彌君、故高平眞藤君、青森縣小友謙三君外
 崎寛君、故下澤保躬君、序次ハ投寄年月日ノ前後ニ因ル幸ニ其不
 齊ヲ怪ム勿レ

第一卷目次

- | | |
|----------------------------|------------|
| 一 序文 | 一 婚禮之圖式 |
| 一 懷妊産後之事 | 一 女中服附之卷 |
| 一 か飛 <small>せ</small> の部 | 一 女房粧裝之覺 |
| 一 御所御假粧之大略 | 一 凡例及附言二條 |
| 一 陽徳夫人傳及圖 | 一 青本阿市 |
| 一 原田甲斐の母 | 一 阿竹中野氏 |
| 一 鳥海山 <small>北</small> 麓阿直 | 一 彌平治ノ妻竹女 |
| 一 紅連尼煎餅の由來 | 一 飽海郡北境村繁女 |
| 一 貞婦猪原氏 | 一 貞女トミヨカ事 |
| 一 庄内酒田の鶴女 | 一 清右衛門の妻宮女 |
| 一 城生安兵衛の寡婦 | 一 喜多子及像 |
| 第二卷目次 | |
| 一 協稽姫鑑 | |
| | 一 佐竹俟夫人 |

奥羽婦人傳目次

- 一 北條時頼の母
- 一 和田胤長の妻
- 一 烈婦阿澄傳
- 一 節婦の古墳
- 一 六右衛門の妻満子
- 一 寺崎村三之助妻榮
- 一 孝女かんの行狀
- 一 瘦玉夫人傳及詩畫
- 一 白川の賤女
- 一 阿美津蛇殘斃す
- 一 三澤初子
- 一 賢母ノ教戒
- 一 天野氏の婦阿豊
- 一 節婦阿辰
- 一 工藤眞葛傳

畢

たへなる忠り此 及子

花とあそ

尔

沈のをもちす乃

嘆そめす

伊達宗基松平君國風



奥羽婦人傳卷之一 一名竊窈美譚

仙臺 佐澤廣胖編述

陽德夫人

夫人諱ハ愛奥州三春城主田村大膳太夫清顯ノ女ナリ容姿婉麗舉止
 閑雅ニシテ淑德アリ天正七年仙臺藩祖政宗公ニ嫁ス時年甫テ十三
 ナリ初清顯其女ヲ藩祖ニ嫁セント欲ス藩祖ノ父輝宗公大ニ喜ビ之
 ナ諸臣ニ問フ皆曰ク田村氏隣境ト協ハス今之ト婚セハ恐ラクハ怨
 ナ隣境ニ結ハント輝宗公曰ク清顯隣境ト協ハサルハ是レ諸隣事ヲ
 生スルナリ清顯獨リ其間ニ立テ未タ嘗テ一敗セズ其武稱スルニ足
 ルヘキナリ宜シク我兒ノ婦翁ト爲スヘント議遂ニ決ス是ニ至テ之
 ナ迎フ伊達成實等迎輿使ト爲ル沿道土寇出沒スト聞キ行裝ニ妨ア

ルヲ恐レ成實等皆甲ヲ環シ賀衣ヲ其上ニ尙ヒ以テ不虞ヲ戒メ其輿
ヲ小坂嶺ニ迎フ婚成リ諸臣萬歲ヲ唱フ藩祖少家ヲ承ケ屢々隣邦
ノ諸侯ト兵ヲ構ヘ銳ヲ挫キ堅ヲ破リ百萬ノ封域ヲ百戰ノ餘ニ闢ク
其間境内肅然兵食充實軍需ノ豊富ナル偏ニ夫人内助ノ力ニ由ルト
云フ後ナ太閤秀吉邸ヲ伏見ニ賜フニ及ビ夫人常ニ伏見ニ在リ時ニ
太閤ノ雄略一時ヲ戡定スト雖卽從屬諸將叛服常ナシ此時藩祖大崎
ノ叛民ヲ征ス人アリ太閤ニ讒スルニ藩祖ノ叛スルヲ以テス人々危
疑安セス夫人書ヲ藩祖ニ送ル其書ニ云ク方今天下分崩未タ定ル所
ヲ知ラス公ハ宣ク公義ニ遵ヒ去就ヲ決スヘシ妾ヲ以テ念ト爲ス勿
レ妾ハヒ首常ニ懷ニ在リ一朝變アラハ辱ヲ他人ニ受ケスト藩祖嘆
シテ曰ク誠ニ坂將軍ノ裔ナリト藩祖此役強意征討ニ從事シ誣言亦
タ從ツテ止ム此書ノ與カル所ナリ夫人素ヨリ佛ヲ信シ貞山公捐館
ノ後落髮尼トナリ僧雲居ニ就テ禪問ノ玄旨ヲ問フ雲居往生要歌一
百八首ヲ著シ之ヲ獻ス忠宗公一寺ヲ瑞岩寺ノ傍ニ創建シ以テ母夫

人ノ修道場ト爲ス是ヲ陽德院ト曰フ夫人詞藻ヲ善クシ又筆札ニ工
ナリ日光山ニ上ルノ歌ハ最モ人口ニ膾炙ス其歌ニ云ク

むまよいまふたつのたつの古へを聞きこころ渡れ山の菅はし
夫人三子ヲ生ム曰ク五郎八姫少將徳川忠輝ニ嫁シ後天麟院ト稱ス
曰ク忠宗公家ヲ嗣キ從四位下行右近衛權少將ニ任シ陸奥守ヲ兼ヌ
曰ク宗綱公攝津守ト爲ル夫人承應二年正月江戸邸ニ卒ス年八十六
法諡シテ陽德院殿榮菴壽昌尼大姉ト曰フ

阿市

阿市ハ青木忠五郎友重ノ妻ニシテ夙ニ貞操ニシテ藻才アルヲ以テ
稱セラル青木氏ハ仙臺藩祖黃門公ニ仕ヘテキンシュノ士タリ寛政
ソレノトシ公ハ館ヲ捐ツ青木氏ハヘイセイノ君恩ニ感シテツイニ
オヘハラヲナセリ阿市日夜カナシミテ哀慕スルコト甚ダ切ナリア
ル日姑ニカタリテ曰クユン日夫君ノ殉死セラレテノステニ一周日
ニアタル子カハクハワラハカ私室ニ於テコノ口ハカリノ吊祭ヲイ

トナミダシト姑ハワリナクユレヲユルスト阿市ハオホイニヨロコ
ヒ下ヘ女ニ謂ヘタルハ事アラハ即チ呼ハン呼ハサレハキタルナカ
レトスナハチヘヤニ入り香花ヲ奠ヘ經テ誦ミテ止マスヒル時ヲ過
クルニ及ビ寂然トシテ聲ナシ家人アヤシミユキテ之ヲ覩レハミツ
カラクヒ縊リシテ死ス辞世ノ和歌アリ云フ

けふ家をはなれにけりな宮城野の身は白露よ同じ世の中

甲斐ノ母茂庭氏

原田甲斐ノ母ハ仙臺藩老茂庭左月ノ女ナリ人トナリ嚴格ニシテ貞
順ヨク婦道ヲトル寛文中其長子甲斐伊達兵部宗勝ヲタスケ反逆
ヲ謀リ誅ニ伏シ子弟皆刑ニ就ク甲斐ノ妻アル日靈牌前ニ坐シ香花
ヲ供ヘ泣キ悲シミヲレリ茂庭氏コレヲミテ座ヲ蹶タテソノ香花ヲ
擲テ痛恨シテ曰クワカ家ハ伊達家二十世ノ宿老タリ今ヤ甲斐逆徒
ニ黨シ猥リニ非分ヲ企圖シ累世ノ名族ヲ亡スソレナンノ顔アリテ
祖先ニ地下ニ見ヘンヤト將ニ舌ヲ嚙テ死セントスシカレ同年老テ

齒脱シテ果サス遂ニ食ヲ絶テ死ス其夫左馬之助宗時曾テ藩祖ニ仕
ヘ忠勇無双ト稱ス茂庭氏ノ勇壯義烈ナルマダ其夫ニ耻ヂサル者ア
リト云フヘシ嗚呼コノ烈婦人ニシテコノ不肖ノ子ヲ生ムハ偶然ノ
不幸ノミ烈婦タルニ害ナカラシカ然ルニ世ニ甲斐ノ陰謀ヲ提攜シ
テ曰フモノアリ伊達氏ニクロ箱ト唱フル秘書アリ其義舉タルヲナ
明記スト果シテ其事忠孝ナラハ茂庭氏ニシテ關ヲサルヲ得ンヤ若
シ己ニ關ルアラハ痛恨豈ニ此ノコトキニ及ブヘケンヤ世ノ附會亦
タ甚タシカラズヤ噫

阿竹中野氏

阿竹ハ會津ノ世臣中野平内カ長女ニシテ容姿端麗膽力アリ曾テ江
戸芝邸ニ在リ赤岡大助ニ從テ薙刀ノ術ヲ學フ國難起ルニ及ヒ會津
ニ歸リ片原街ニ寓ス官軍ノ石薙口ヲ敗ルヤワカ軍日ニ盛マルコノ
時ニアタリ士家ノ老幼婦女ハ難ヲ村々ニ避ク敵兵ハ市井村落ヲヘ
メクリ貨財ヲ私シ雞犬ヲ殺シアルヒハ淫虐ヲ繼マニス時ニ阿竹ハ

父ニ從テ越後路ノ民家ニ潛居ス之ヲ聞キテ憤慨シ父ニ謂テ曰ク妾
聞ク君辱カシメラルレハ臣死スト今ヤ父君老タマヘテ刀槍ヲ揮ハ
セタマフ丁易カラサラメ即チワラハノ學ブトコロヲ以テ父君ニ代
リタテマツリ今宵穢多坊夜襲ノ舉ニ加ハラントソノ精神辞色ニ見
ハル父止ム可カラサルヲ知りテ之ヲ許ス竹女乃ハナミツカラ頭髮
ヲ中斷シ白布ヲモテ額ヲ束テ双袖ヲ約シ長刀ヲ提ケ陣門ニ至リテ
之ヲ請フ陣將見テ纖弱爲スアルニ足ラストナシ之ヲ諭シテ老父ニ
侍養スヘキノ情ヲ以テス阿竹色ヲ變シテ曰ク陳將豈ニ女子ノ故ヲ
以テスルヲナキヲ得ンヤ今ヤ國家ノ大難ニ逢フ女兒ト雖一死以
テ累世ノ君恩ヲ報ヘント欲スルノ秋ナリ其侍養ノ如キハ家ニ幼弟
ノアルアリ陣將請フ念ト爲ス勿レト勇氣勃然人ヲ感動ス乃チ令チ
下シテ之ヲ伍中ニ列ス夜ハ穢多坊ヲ襲ヒ一撃敵兵ヲ鑿殺セント
ス敵兵其不意ナルヲ以テアハテ、爲ストコロヲ知ラス或ハウダレ
或ハ傷ツケラレ逃ル、者ハ田ノ間ニ隱伏シ銃ヲハナツ我兵暗夜ニ

敵ノアル所ヲウシナヒ闇殺セラル、者亦タ抄カラズ竹女挺身薙刀
ヲ揮ヒ縱橫ニ奮闘多ク敵兵ヲダチシ身モ亦タ銃丸ノ爲メニ斃ル

阿直

阿直ハ鳥海山ノフモト象瀉ノムマレ佐々木ソレカシノ女ナリチエ
スクレテ度量アリ身ノ長ケ六尺腰ノメクリ三尺人ヨシテ偉婦人ト
ナシ名チヨハスト云フ婦人嘗テ夫ニカハリテハカリコトヲメクラ
シ家巨萬ノ富チイタス人ミナ丈夫ノ及ハサルトコロナリトスアル
時矢島侯ト土田アラソイナチナス侯イキチヘヲ以テコレヲ威セリ婦
人クツセス侯ノ使者ト頂背アヘノソムステ二年ヒサシフシラツイ
ニヨク之レニ伏クスルナシヨ、ニオヘテ婦人ノ名イヨク、遠近ニ
アラハルソレ封建ノ世ハ農家ト商戸ノ藩侯士人チオソル、コトシ
ツニ虎ヤ狼ヨリモハナハタシイツクンソ之レト是非曲直チアラソ
フモアラソヤイハンヤ一婦人ノカラチ以テコレニ抗スルチヤ偉度
天地チツ、ム者ト謂ツヘキナリ古ヘヨリ稱ス靈嶽ノモト偉人チ生

スト信ナルカナ婦人ハソノ顔面ハ白玉ノユトクシカシテ貞心恭貌
オノツカラ度アリ安政年中没ス享年六十ヨナリト

竹女

竹女ハ出羽ノ國庄内馬町村ノ人彌平治ノ女ナリイトケナクシテ生
レツキ孝カウノ性アリ家モトヨリマツシク日備役ヲナシテスキロ
イトナセリ竹女年十三四父母トモニ病ニカ、リ糊口カダニ術ナク
親族ラアイハカリ一時一家ナリサンシ内ニハタ、竹女ノ妹一人ヲ
ト、メオキ妻ヲシテ稚兒トモヲヲタツサヘムマレサト大山村ニ依
カシムシカシテ竹女ヲ以テムラウチ豆腐商ノヤトヒ婢トナス竹女
業ヲマモリテ晝夜オコダラスソノ給金ヲエテハ父ト母トニオクリ
暇マ日ニハスナハチ主人ニ子カフテ母父ノモトニ省キ以テ之レヲ
慰解ム人ミナ竹女ノヨキコ、ロサシテ嘉ミシ之レニ錢アルヒハ物
ヲアタフレハスナハチナミダチナカシテ之レヲウケミツカラスユ
シモ消費ヒスシテカナラス之レヲ贈クリ父ト母トノヨロコビヲウ

クルヲ以テオノレノタノシミト爲スソノ、十馬町ムラニカヘリマ
タ醸造家ノヤトヒ婢トナル文政三年ソレノ日父ノヤマヒ日ニ
アツシ竹女マイアサ人ニサキタチテヲキ身ヲ齊戒テ神ニイノリ身
ヲ以テ父ノ命ニカハラントコヒ子カフヒルハ主家ニアリテ事業ヲ
コダラスヨルハ家ニカヘリテ父ノヤマヒヲ看養シソノ勞苦ヲクロ
ウトセスツ子人ノヨク堪ヘサルトコロナリ竹女心ヲソノ父ニツク
シイマダカツテ疲態ル、トイフ下チシラス之レミナ孝感ノイタス
トコロトナスダマ、中元ニアタル竹女巴カタクハフルトコロノ
衣類ヲウリテ以テ藥ノシロニアテホカ費ヨウヲオキナフシカシテ
ソノ身ソノ着クルトコロノモノハタ、一弊衣ノミトモトチラハ竹
女ノソレカクノユトキサマチアハレミ竹女ニ謂テ曰ク子ノ容色ト
善行トチミルニスナハチヨニスクレタル佳女トイツ、ヘキナリシ
カルニ子ハカホチヨコシテアラハスソノ蓬髮ハ茫々トミダシテ櫛
ケツラスオソラクハ人以テ怠惰モノトナサン設令ホカニヨキ縁ノ

アルアルモ豊ニヨクダレカ婿タルヲ好マンヤオマイスコシク身ヲ
 カイリミテ可ナランヤト竹女ハ子モゴロニ謝シタイヘラク身命ハ
 得カタク父母ハ老イヤスシ一タンアノヨニユカハ千タヒ悔厄ナシ
 ズ及ハンワラハ、コレヲ聞ク面ニオシロイシ唇ニヘニシ渾身ニ綺
 羅ヲマトフハ之レ富貴ノタメナリ粗服ヲキ粗悪モノヲ食シ汲々カ
 ケハシリヲナスモノハコレ貧賤ノタメナリシカシテ貧ト富トハミ
 ナ天ノナシタモフトコロナリト天ニソムキテアヘテ飾リ粧ヒタク
 ハヘサル亦タウヘナラスヤシラル、コトクワナミニハツカヘハハ
 ル父ト母アリイハンヤ病アルヲヤサイハヒニワカタメニソレコレ
 ナノヅムナカレト竹女心ヲツクシソノヨク年母ヲ家ニムカヒコ、
 ニテヘテ親子ハシメテ一堂ニ圓居シテ歡笑アフヲウルトイフ竹女
 ノ妹ハ口啞ナリ竹女ツ子ノ之レヲ誨フルニ孝道ヲ以テス時ニミ
 ツカラダツヘテ野ニ出テ菜ヲトリ芹ヲツミ以テナリハヒサダスク
 ソノヨク年母姪マ時二年四十六コレヨリサキ竹女ノ祖母モマダ年

四十六ナシ産シヲミマカリヌ竹女コノコトアルヲ以テ心オホイニ
 之レヲ憂慮リ身ミツカラ醫家ニユキテ藥ヲモトメテ之レヲス、ム
 且マイアサ冷水ニ身キヨメシテカミホトケニ母ノ産チイノル
 ステニシテ母ハヤス／＼トウミナロシ子モ母モスユヤカニシテツ
 、カナシ人ミナ以テコレマタ竹女ノ孝心天感ノイダストコロトナ
 ス藩侯ツトニ竹女ノコトヲキ、文政六年ノ春正月竹女ヲ召シ手ツ
 カラ金ヲタマヒ以テ之レヲ褒稱ス其後父ハ藩士田邊氏ニヤトヘ人
 トナル氏人ニカタリタイフ竹女マイ日來タリテ父ノアソヒヲトヒ
 又時トシテハ物ヲモタラシキテ之レヲ、クル篤孝イマタカレカ如
 キモノヲ見サルナリト

香蓮せんへの由來

むかしみちたぐの松嶋にひごつの家ごめる人あけりその名を
 掃部といふつをむかへてごし月ふれご子なかりければ神にまう
 し佛まいのりてあるしなし夫婦はいたくこれを憂れいごも観音

よちかへをかけひごりのを此女をなんもたゞけるぞの名をば小太郎こたろうよびなした母し立るよつけてかたちよく夫・ろもまめくしうれや／＼にもいざけうふか、それければうゑや観音の賜たまへる寶たからなりけぞこかきりなくかしつきけりこの子二十ばかりよなりぬるころたやの掃部かきり今は世にたもふこ露つゆはかりなし年月ねかひわたまつるをいざさらは四國しこく観音を歷拜れきはいせんさていてまけりはるけきうまやちをた、ひごりのみゆくやう／＼みやこちかよなりぬる夫ろよも同じかたにもうつるさて人ひごり來合きあせたりかたみよも此かたりするやどにたもふここもいひけるこもねなしすしよて一つをひき心こころをひきわりてうち合せたらんやうよなん有けるまたなくよき友をいざりてかたみよいごれしとたもひつ、四國三十三觀音をもこにもまうてんさてなれむつる、ま、に晨あしたたゆふへのうきもわする、夫、ち年月かさねたる友よりも心ふかくぞ語かたらひけるさるは出羽でへの國象くにざむ瀾らんの人よなんありけるかくて歷拜れきはいよも

まいりてのちつひにわかるへききはにもなれてかたみにも此悲かなうわれも人もいま別わかれていつかは逢見あひまんか、る友夫ろ世に何なにもかたけれよまうみ山はへたつこもたもふこ、ろはさはらしをた、遠くならんここ夫ろ心やそれれ如何いかにせんのかよせましと手をとりかはしつ、いとわかれかてなり思ひあまりて出羽でへ此國人いへけるやう君きみもかなまこれほををひごり子もたせたまへりこや我われもいとあはれこれほゆる女子おんなひごり持待もちまちりぬ此子を君よ奉たごらんはく、み玉ひてんやと聞きこへた初松島はつししま此人夫とふるはいごもくうれしき御み夫、ろさしよは辱かたじけなくかなさはこ、にもうちくねかひわたることよはへる初松島はつししまよしらんにはなよかはさうけひきて別れけぞ初松島はつししまかへてはるかに我かたを見やれば門かど此外そのほかもの淋しみしうて出て入る人もかしらかたむけつ、りびしけなりよからぬけしきにふごむねつぶれてなにごこのてきぬらんご夫、ろろらにて入りぬさるは十日ばかりさきよか此神かみたからうしなへるなりけりかきり

なくなかしと思ふ撫し子此俄がにうせぬことよまあれば刀自は物
もた母えを涕にのみくれ惑ひて打臥けり聞くま、言も出こずた、
泣に泣けり今は此ちの業を營なむをのみ歎きことよてありし立ゆ
きふりは思ひ出つへくもあらず夢の心ちよて月ををにけり
出羽の國よはいともくもうれしきよすかもせめ出てたりことよ
りふる、人よ語りつ、かきりなくよろみひけりもことより家ごめる
人なりければ旅の設けも足らぬことなくみはむ大君の祝料よなご
いかめしうの、まぞてかつくの財寶ものに黄金もまたごりそへ
て語らひし月をたかへしこというぎ立ちにけり贈りには手ゆしのま
めしぎ人うち添へて松嶋にうつきにけり
爰よは戀悲しむ外に何ごとも覺はねは斯ることのあるご聞てうや
うく思ひ出て語をけるいかにせん一代のもことよ此くみ違へし
ごごころなけれ何ご應をむご思ひまごふさてあるへきごごにしゆ
らねはありしま、のこごをつげて今はかひなきみごに侍れば對面

もたまはらしごくもこの國へかへらせ玉へうごいはせたる
されば此女子かごくしぎ心つきたる本性にてこは思ひよらゆ御
事を承まはるものかなかく赴けうめ玉へては如何なる事の有りご
てもたかへぬ親の心なるをさる御心のうちあひ玉へるごてはる
くごいてしたてられしをよし心さす人たはさまぞもかくかかう
御子になさせたまへごて泣おたりかく廉あるごごを聞て松島此人
々はみな驚きけりいご賢こうたむし御心かなされごたもむけうめ
たるご違へぬごいふも事よより此仰せうみたびのごごはみ、より
傳へさり忠意をよよりてかく立いて玉ひたるなれば御身の疵ごは
たれかせんよくたむし運らま玉へ幼ぎ人のうちにれもふま、に身
をなしてはのち必ず人わらひなる事いてきてくるのこごさんをねご
なまき人のごごにまたかへたまへごさまくいひごしらへれごさ
らにうけひかてうの家にごすみける
さてうれよりは朝ゆうふた親につかふるごごはいふもさらなりな

きたまよものたむけなごするゆましもふ、にゐる夫につかあるが
まごくまめくしうなしけりかくて日かすふるま、にいご、かく
はしきこ、ろさまのふかさ此みまさりければ涙たのいごまにはう
つくしご思ひつ、かゝるにつけてもむかしの人をたもひいて、こ
ひけりかくたゆみなく泣けるに心もきへけん父も母も物も見いれ
すたきあかるごもせて引つ、き身まかりけりかやうの如き、ざ
みには人の心もかはりもてゆくも此なればよやきのふ今日までも
まめ、殊勝につかへし下人はしたなごはた此かしりたりしたから
ものをりかちこりていつちごもなくちりうせけぞ

登こらひろくたてつらねたる家いへにこのをこめご出羽でへよりしたかひ
きける下女かひのみろすみけるかなしきごはさるものよていかよ心
ゆそくすさまじかぞけらしのち此わざなごこりまかなふまごは出
羽でへよりもてきたる大金おほなにかねよて登しけるこれもつきぬれはいご阿また
もたる衣いるいなごをうわてう三年みとせばかりは過すこしけりままごにせん

すへなくなりぬれば登の母ははこりなる寺てらにゆきて下女かひご、もに尼によ
なりけりなり一日の食たべぬもどめんわざもなければ出羽でへの國くによして
いつるせん屋やい一種いっしゆたやへたるを調しらして行ゆかふ人ひとようぞてかてに
かへけりそ此こあ虫むしの名なを香蓮かうれんごいひけるよりこのせん屋やいをたの
つからしかいひならは煮なけるごなん

これをみん人ひといかて袖そでをくたさ、らんわれも悲かなしみにたへすし
て一首いっしゆをよめる
誰たれしかも忍しのばさらめや遠とほき世よよかをる蓮はす此清心しみずこころ坂さか
濁にごりりなき御法みほつの池いけよ咲さ出てかをる蓮はすそ世よの鏡かがみなれ

香蓮かうれん一いっよ紅蓮かうれんと稱しやうすそ此こご世よ遠とほく人ひと陋いとく文字もんじのつごふあきなく
之これを詳つづかよしるを得えさるなり其口碑そのくちひ此傳つたふ所ところ少すくしく異同いどうあれご其
貞ていをふみ節せつをまもり行ゆひをいさぎよくし終はつりをよくするに至いたりて
は萬口ばんくち一談いっだんにして異論いりろんあるまごなし理義りぎの人ひとにたけるその磨滅すりめつす

へからさるもの此く此こし然りと雖もせん餅存して紅蓮の名わ
 ろびざれともうの久しうして或へはあはせて湮没に皈せん大を
 恐るなり紅蓮奇縁をもつてをく松嶋にきたり不幸にもこの極に
 いたりしかして逢もせず見もせぬ逝者を我所天と見なしうの亡靈
 よつかふる大を在すかここし且つ心をつくして義父母よつかふる
 こと至らさるごよろなし初め紅蓮の松嶋よ來る服装をこふるゆた
 かなり松島の家もまた乏しからず義父母相つきて死するよをよひ
 奴婢らのためは多く攫取せられ産みわかよかたむきぬ紅蓮寡居節
 を守り孤燈蕭然形影あい吊るふ里中の少年られなく意を属するも
 のあり百方これをいごめごもかへりみざるなり遂に戒を關福寺の
 (今此瑞巖寺)明極禪師よりうけ落飾して尼となれり法名を香蓮と曰
 ふ境に太郎の手つからうゑし梅一樹あり尼はをなわち庵をうのか
 たはらよむをび朝夕觀音を讚してもつて冥福をたすく毎に花時よ
 値ひば感念たのつから禁せず和歌を賦して曰く



植置し花の主のはかなさに軒端の梅のさかずとも哉
是より復た一花をつけず尼また一首を賦す

咲けかしな今はかたみと詠へし軒端の梅のあらん限は

すなはち満樹爛熳たりと云ふ梅花落盡するよ及びて尼寂を示せり
蓋し嘉曆元弘の間なりと云ふ庵を心月と曰ひ梅を軒端と曰ふ今尙
存してあり

保田光則大人の長うた

逢も見す世に亡靈を妹背と思ひてはな運す身比さかり人老にけ
るかな惜きはちすの花はちりしものから類るなきその香はあせ
しよろつ代までに

シケ女カ行狀ヲ紀ス

出羽ノ國飽海郡北境村ノ農ミン總兵衛トナンイフモノ、妻ニシケ
トヨブモノアリソノ性イト賢コク行ヒナスコトノシヅヤカニシテ
邪シマナラス古ノ文ヲモエケシヌル人ノ如ク姑ニツカヘテ孝ヨウ

イタラサルトコロナシ姑ハ中風ヲワツラヒ手足モユ、ロノマ、ナ
ラス十五年ノヒサシキアイタイサ、カ思ヒニカナハヌアレハ怒リ
ノ、シリナトスレトモシケ女ハヨキサマニイヒナクサメユハミナ
巴レカアヤマヂナリト身ニヒキ受テサカラフコトナク食事ノタビ
コトニコレナハマシムルハ慈母ノヨウ兒ヲヤシナフニ異ナラズト
ナリマタ二便モテ寢蓐ヤ衣服ヲケカスコトアレハイツニテモ洗ヒ
清メテムサクルシキ形ヲナサシメズイトマメヤカニ惰タリ厭ヘル
コ、チハ露ハカリモナカリケリ夏ノ日ハ涼シキカタニ居ラシメ冬
ノ寒ムキコロハ暖タカニモテナシ暇アルトキハ繩ヲナヒムシロチ
オリコレヲ賣シロニシテ姑ノタシナメル魚肉菓子ナトカヒモトメ
姑ノヨロコヒヲモテオノレノタノシミトナストカヤカ、ルヨミス
ヘキ孝婦ナルヲ天保十四年正月八日ノ午ノ刻スクルコロトカヤシ
ケ女カ家ヨリ俄カニ出火シテオリシモ風ノツヨカリシニ村ノ男子
ハミナノニイテ、ノコリシハ女童部ノミニテアハテフタメク外ハ

ナカリタリシケ女ハヨロツノユトナウナステオキ中風病メレ姑サ
ハヤク抱キ起サントラ次ノ室マテ出キニシモオミナカラノ悲シ
キハマダ遠クノキアヘヌニホノホニマカレ煙ニムセビテ兩人トモ
ツイニハカナク焼死タリホトナク男子ダチ野ヘヨリ驅ツキツレト
センスヘナクミナノアキル、計リナリ火キヘテノナシケ女カ姑
ノ胸チイダキテ死セシアリマサチ見イダシケルニ我身ハイカニモ
遁ルヘマナ姑チダスケントテトモニハカナクナリシ形ノ、コリシ
コトノヨシヨリ兼テノ行狀ヲ村長ヨリ時ノ司官ニマウシアケ又ソ
レヨリオウヤケニ聞エアケ、レハ吊ラヒハサラナリ石文チマテノ
費ニトテ黄金ソクバククダシ給ヘルトナリソノイシフミチ池田玄
齋エラハレテ今ニコレリ
過ニシ人ノタメニ筆ヲトルコトカダキ業ナリシハ善チアラハシテ
人チス、メ惡チモカキテ人チ懲スナム子トスレハナリキ哀レシケ
女ハミツカラ火チアヤマリシニハアララ童部タチノ業ニモセメオ

ノレ家ヲ守リ井テ火ノモトノオコタリヨリイテキニシユトナレハ
姑ノヤケシニモ巳レノ殺セシトナニホトノ隔テアルヘキソノ日毎
ニツカフル孝養ハイト愛タケレトモシモニヤ死骸焼ハテ、姑チ抱
クノ形チ見エズナリナハイカテシケ女カ眞心チ證ニスヘキヤシカ
ハアレトモワカミヲオシムコ、ロナク姑チダスケイタサントノシ
ルシノカクモヨクノユリシハゾノ思ヒノ凝リムスビタルニヤイト
哀レニユソ

貞婦猪原氏ノ傳

岩手縣

樺内吉哉

我岩手縣ノ令島從五位吉哉チシテ貞婦猪原氏ノ傳チツクラシ
ム曰ク我ハ貞婦ノユトチヨミシ嚮キニステニ之レオ表シカツ
其ノヒサシクシテ後ニ聞ユルチキチオソルナンチソレ之レ
チ傳ヘヨト吉哉編集科副長ノ任チカダシケナフストイヘトモ
學アサクオウトク不朽ノセメ豈ニ其人ナランヤ然レトモ縣令
コ、ニ職チ命スルアリ辞スルチ得ヘカラサルナリ古人言エル

アリ曰ク文ハ人ニヨリテツタフル者アリト吉哉ノ文ソレ應
カラシカ乃チシリゾキテ貞婦ノ傳ラツクル

貞婦猪原氏名ハナツ陸中ノ國紫波郡二日町新田村ノ女ナリ年十九
ニシテ村人中村藏治ニユク家モトヨリ貧ナリタイ婦オツトチダス
ケ拮据ウムナシイマタ幾ハクナラスシテ夫癩疾ニカ、リ力作スル
コアダハス貧スルコマス、ハナハダシタイ婦日夜看護シイトマ
アレハスナハナ人ノ裁縫チナシ以テイシヨクチダスケ藥シユニア
テシカシテヤマヒ歳トクハ、リ悪ナヨウ百出シテ支體潰爛シテマ
ダナスヘキナシ貞婦ノシンセキラソノ血属トナルコトチニクミ強
テ勸ムルニ離婚ノコチ以テス貞婦タイ泣シ固ク執リテウケカハズ
侍イヨラマス、勤ム貞女夫ノ疾イニカ、リテヨリ獨力ミツカラ
給シ唯勞ヲ以テスルノミナラス膿血床蓐ニアフレ臭穢甚ダシ人ミ
ナ鼻ヲ掩フ貞女恬然トシテカヘリミサルモノ、如シ起キ臥シノ侍
尿屎ノ澣滌モノソノ愛敬ノ情ウスカラサル者コ、二十有八年遠近

ニ傳ヘ其貞ヲ稱セサルナシ初メ貞婦ハ姪メル有リ時ニ夫ハステニ
病ム親セキラ相ハカリ竊カニ貞婦ニイフ家々世々惡血ヲツトフム
シロ墮胎シテ舉クルナキニシカンヤト貞婦ミツカラ其ノ腹ヲユビ
サシ嗚咽シテ曰ク夫ノ疾ヒヨウヤク深シ其ノ人世ニ息アルヲ視ル
ハタシテイクハク年ゾヤ他日イヤシクモソノ音容ヲオモヘヤルヘ
キモノ獨リタ、此ノ一塊肉アルノミ豈ニ舉クルナキニ忍ハンヤト
言ハチミタト、モニクタル聞クモノ感泣セサルナシステニシテ子
ウマル育タ、ズ乃チ夫ニス、メ村人中村源歳ノ子ヲ請テ以テ嗣ト
ナスチ約ス其ノ子ナホイトケナク未タ之レチ家ニヤシナマス而シ
テ亦タ至性アリ約チナスノ日ヨリツ子ニ來リテ父ノ病ヒニ侍リ貞
婦ノ看護チダスケテ怠タラス長スルニ及ビ其居サ同フシスナハチ
日ニチマタニイテ、煙草ヲウリ以テ家計チダスケイマダカツテ私
シニ一錢ヲツヘヤサスキクモノ皆ナ曰ク天孝子ヲ以テ貞婦ニタマ
フトコト官ニキコエ岩手縣令島從五位ミツカラ母子ヲメシミテ金

五圓ヲ貞婦ニ金三圓ヲ孝子ニ賜フ孝子名ハ七郎藏二十一貞婦年三十七實ニ明治八年乙亥冬十一月ナリ

貞女ごみよか事を紀す

ごみよは陸前の國志田郡の大楠にすめる島友藏といふ農みんの妻なりき友藏なく癩病をわつらひ目さへみはすなりけるをごみよはいさ、かもいごへるをも、ちなく朝夕此をきふしは更なる衣着かひのみ食ひよいたるまでいごねもころに何つかひけり友藏はの長きやまひに心もをのつからひがみをのか思ふよかなはれをまはいがりの、しり何るは打ちた、きをすれごもごみよは六れを心にこめす常に笑ひかゆしてかれこれご云へなくさめうのきげんをごりつ、暮しぬてけるよ友藏はもごをなし郡此大嶺村の生にてをさなき時にかし六より養子にきたりて別よかまご洩立し者なれはごみよか親よりか、るあしき病ある人よそひゐては血統の汚れのみならず一族までの恥六れにますごごやある疾くうから離れて

かへるへしごさごしよけれごごみよはすこまもうけひかす申しけるはごみよか友藏の妻ごなりしよりあまたの愛顧を受けたるにさるを悪しき病に罹りしごてこれを見棄て女の道の立へきやはされごも血統を汚してうまれし家にきつ付けんごごはいかてかこれをこ、ちよしごなすへきやよりてけふより此ちは人々とましはりをしはゆるましごみよは世よなき者ご思ひたうへよとて斷りいて、親族のかたはいひも更なりたや此家よもいていりせざりけりされご親ろくは其節操にや感あけんもご此ま、よ友藏か家よゆき、をもしたりけりごなん友藏も此病ひをわつらひしよりは親兄弟も面ぶせよや思はんも此ごて大嶺のかたよは行かひもせて在しは夫婦もろごもに心ばせの愛らしき者なりけり戸長田中政右衛門かかる貞女を公よ申さてうめたくは我が過ちなまご思ひ起しごみよか身の上のまごくわしくゑるしてたてまつりければ六ごしの七月宮城縣令時亮いたく感して金一圓五十錢を賜へて其行狀を揭示場に旌

はされたりけり然るにある日ごみよ戸長のもごに行て賞金賜はり
しよろまひをのへ終りきて申すやうまたひ揭示場に妾か事かき施
はし給へるゆゆに夫友蔵か悪しきやまへ世みあらはれいて、妾ゆ
ゑま夫ほいみしき恥を被むり侍りぬ夫比こ此病ひをわつらひ初め
しよ初十年か母ごひるよる心をこめて人しれぬやうご初あつかひ
來りしよ今はう此甲斐も侍らじなればなごか揭示場の書きあらは
せしをごくごりのけてたまはれかしごなみたなかしていひたりし
ろの眞心面に顯はれければ戸長もぞみよかさやふまたもふもごご
はりなればかれか心をやまけくなさせんものをごて區長ごかたら
ひ願ひ此通りま取のけたごごそ

鶴女

鶴女ハ出羽庄内酒田ノ人小右衛門ノ次女ナリ父ワカフシテ眼ヲ病
ミ明ヲウシノフソノ家シバノ祝蝠ニカ、リ資具ユトノク鳥有
トナリ衣食ツ子ニ給セス鶴女豆腐ヲセイシ鬻クナホ父母ヲヤシナ

フニ足ラズスナハナ餅菓ヲツクリ日ニ街頭ニサケビテ之レヲ賣ル
雨風ナイトトハス暑サ寒サヲサケス深夜ニイタリテノチヤム隣近ソ
ノ窮迫ヲアハレミ錢物ヲ贈リテ之ヲスクフ者アリ輒テ謝シテ曰ク
ワラハユ・ヒ死ニ、頻シマダ諸君ヲワツラハサ、ルヲ得ズ今サイ
ハヒニソノハナハタシキニイタラズアヘテ辞スト一毫ノ微トイヘ
疋ミタリニ受ケスモシ之ヲウクルアレハ必ラス以テ之ニムクユ郷
里アイアツマリテソノ廉介ヲ歎稱ス

鶴女姉アリハヤク他姓ニ嫁シ兄アリ家ニアリ小太郎ト曰フ時々狂
疾ヲ發シ治療タイレス親族アイハカリ婿ヲ鶴女ニムカヘントス乃
チ鶴女ヲメシテ之ニカタル鶴女カタク辞シテ曰ク女子タルモノハ
夫ヲ邀ハサレハスナハナ他ニ嫁スル固ヨリ其道ナリシカレ疋妾ノ
父兄善ク病ミ奉養コレ目モ給セス亦タナンソ夫ニツカフルノ禮ヲ
ツクスヲ得ルノ暇アランヤ若シソレ家ヲ嗣クハワラハ之ヲ慮ルア
リ姉ノ子ソノ人アリ其一人ヲヤシナヘハスナハチ祀ヲ絶タスワラ

ハカ一身コレヲ父兄ノ犠牲ニソナヘ女道ヲ省リミルニ違アラサル
ナリト親族奪フアタハス既ニシテ父疾ヒアツシツル女慘然フカク
ソノウレイナイダシ寢食ヲ廢スルニイタル父死シ哀毀禮ヲコユソ
ノノチ二年母亦ダ眼疾ニカゝル醫治シルシナク遂ニ盲ト爲ル
此時ニ及ンテ小太郎狂疾マス、劇シ竹木ヲフルヒテ乱撃シ或ハ
白晝深夜ヲロンセス卒然ハシリイテ乍チサケロ乍チロフ觀ルモノ
目ヲ掩ヒ聞クモノ耳ヲ蔽フ或ヒト鶴女ニ語りテ曰ク嘗ニ母氏ノ盲
ノミナラス其兄ノ狂暴チイカンセンナンヂノ憂苦オモフヘシ嗚呼
ナンチ日出ツレハスナハチ形ヲ勞シ日入レハスチハチ心ヲ苦マシ
ムツイニ體ツカレ神ナヤミ以テ尽クルニイタルヘシモシ一室ヲ造
設セシメ兄氏ヲ幽囚スレハ亦ダスコシク慮リチハブクニ至ラント
鶴女襟ヲ正フシユタヘテ曰ク阿兄ノ疾ハ天ナリ歎スルモ何ソ及ハ
ンタ、其近隣ニ失敬サル、チ懼ル、ノミ然リトイヘトモ其身ヲ幽
シソノ心ヲ鬱セハヤマイムスンテ散セス身癢死スルニイタルワラ

ハ忍ヒサルナリワラハ、常ニ母ト平心之チナクサメ天ニ祈リ神ニ
禱リモシ其靈ヲ得バヌナハチ或ハ愈ユルアラ子サイワヒニフカ
ク之チ念フ勿レト其人大ニ慚ツ再三謝シテ去ル之チ久フシテ母死
シツイテ兄チウシナフ鶴女丁々孤立善行多ク加ハレリト
寶曆六年邑宰物ヲ賜ヘテ之チ褒ス鶴女イヨ、勤メハケミ常ニ手
ツカラ一ツノ箱ヲ造リ日ニ少金ヲ貯ヘ以テ租税ノ豫備トナシ毎賦
令出レハスチハチミツカラ攜ヘテ以テ税館ニ納ル後三年マダ錢物
ノ賞ナウクト云フ

宮女

宮女ハ出羽庄内酒田ノ人清右衛門ノ妻ナリハシメ清右ノ母ヤマヒ
ノ尊ニアルノ日宮ハソノ下婢ナリ母ハ宮ノ看護深切ナルチ嘉シ乃
チ禮ヲ具シテ嫁トナシ清右ニ配スステニシテ母死スノチ父マダヒ
サシク疾ニカゝリ宮フカク憂タイダシ湯藥ミツカラナメ奉養ツブ
サニイタル父ヨロコンテ人ニカタルニ宮ノ孝タウチ以テスシカシ

テ人ソノ言チキカサルナリイタハクモナクシテ父亦タ死ス清右見
アリ忠七ト曰フ松前ニ住シマイ年酒田ニキタリテ貿易シ一旦オホ
イニ利チウシナヒ負債山積シ松前ニ逃居スコレヨリダヘテマタキ
ダラス清右ヲ以テ負債ノ保證トナス諸債主コモモ之ヲ督促ス清
右ツイニ松前ニハシリサラニ他ノ家ヲ繼キ音書ヲツウセス而シテ
宮ハヨク内ヲマモリ貞節カヘスハシメ清右ノ松前ニオモムク宮姫
メルアリコ、ニイダリテ女子ヲ生ム宮コレヲ鞠育シテ曰クコレハ
夫ノ遺胤ナリ猶ホワカ夫ヲミルカコトシトソノ明年家火災ニカ、
リ什器蕩燼ス、ナハナ一小廬ヲムスビ生母ヲムカヘテ之ヲヤシナ
フ宮義妹アリ年マサニ笄ナラントス宮義妹ノタメニ裝具ヲ捕ヒ他
姓ニ配ス閭里ツタヘテ以テ美事トナスソノ、ナ母死ス宮ヒトリ青
燈ヲマモリソノ女ヲ訓育ス又人ノタメニ縫浣績織シ母子連々寒窶
身ニセマル或人ソノ辛楚ヲアハレミ之ニ再醮ナス、メテ曰ク清右
松前ニアル久シキクステニ妻アリマタ子アリト馬角瓶乳郷ニカヘ

ル二期ナシナンゾミツカラ苦シムノ斯ノ如クハナハタシキヤ我言
ニシタカツテアラダメテ良家ニ嫁シ身ノ逸樂ヲハカルヘキナリト
宮凜然カタチナダ、シテ曰ワラハ聞ク遇ト不遇トハ天ナリ富ト貧
シキハ命ナリ天ニ違ヒ身ヲ逸スルヨリハ命ニヤシンジ貧チ樂シム
ニシカズワラハ不徳トイヘトモイツクンゾ二庭ヲ踐マンヤトキク
モノ歎嗟ス宮ハ平生濫カ衣ヲ服シ菜根ヲクラヒ沐セス梳ラズ而シ
テ日ニシウト姑ノ靈牌ヲマモリ供薦齋如ナリ又毎歲中元ニハ木綿
一匹ヲ松前ノ清右ニ贈ルサ例トナス十有六ヶ年一日ノ如シ里正等
深クソノコ、ロサシテ感シ清右ノ姪彌兵衛ヲシテ債主ニ言ハシメ
テ曰ク忠七ノ窮迫ミツカラ給セス義ヲ諸君ニウシナフコ、ナ以テ
清右モ亦夕郷ニカヘルニ途ナキナリ諸君ヒトリ彼ノ妻宮ノ苦節ヲ
愍察セラルナキカ子カワクハ仁慈ヲ以テシハラク之ヲ緩フセヨト
債主ミナ惻然之チイルスナハテ證券ヲトリテコトク、之ヲ火中
ニ投ス

是ニオイテ里正等相ハカリ人ヲシテ清右ヲ松前ニムカヒ郷里ニカ
ヘラシム實保元年邑宰官ノ苦節ヲ狀シ之ヲ藩侯ニ白ス乃チ宮ヲメ
シ手ツカラ感狀米金ヲタマヘテ以テ門閭ニ表ス郷里ミナ之ヲ榮ト
ス或人宮ヲイサナヘトモニ演劇ヲミントホツス宮云フ債主カレニ
アリ良人ウレフルトゴロワレ何ノ強顔戲劇ヲミン又賽神ヲス、ム
ル者アレハ宮云フ心マコトニ之ヲ敬ヘハオノツカラ神リヨニカナ
フヘシ何ソカナラヌシモ鈴ヲフルヒ手ヲウチテシカルノチ神ヲ敬
スルヲセンヤトソノ人宮ノ言ニ服シテヤムト云フ
嗚呼宮一身ヲ以テ百役ニアタリ屈セス橈マス艱苦ニ甘スル飴ノゴ
トシ身ヲシテ桔槔ノゴトクナラシメ曾テ寢食ヲヤスンセス然レモ
人木石ニアラスタレカ疲勞ナカラシテ逸ヲモトメス是レ神助
アル所以ン歟

城生安兵衛寡婦

出羽庄内鶴岡ノ藩士ニ城生安兵衛ナル者アリ廩粟二十五苞ヲ食ム

年壯ニシテ病ヲ没ス寡婦某年二十五一子アリ安之助ト曰フ年甫メ
テ七歳親戚アツマリ議シテ曰ク安兒幼齡ニシテ家ヲツクニタラス
ソレカシ氏才色アリヨロシク後夫ヲ納レテソノチ承クヘシト
ヨリテ氏ヲメシテ之ヲカタル氏從ハズシテ曰ク巳ニ一醮シ豈
ニマタ他夫ヲミンヤト親戚之レニ謂テ曰ク幼少ノ安兒ヲシテ家ヲ
ツカシメハスナハチ秩祿大ニケンセン今段一事家ノタメニ節ヲ折
ルダレカアヘテ之ヲソシラント氏曰妾ハソノ人ノソシリヲ恐レテ
然ルニアラサルナリヒトリ我カコ、ロニ快カラサルノミト親戚コ
モノ之ヲ論スレ田某氏カタクトリテ動カスコ、ニオヘテ安兒ヲ
シテ家ヲツカシム果シテソノ祿ヲケンセラル家計頓ニクルシム某
氏一身百役スコシモ挫撓セスミルモノ嗟歎ス又姑ニツカヘテ恭順
ソノ命スルトコロ違背アルナシ姑曾テ温泉ニ浴セントホツス某氏
衣類ヲ齧テ以テ之ニシタカフマタカツテ僧唱禪ナルモノアリ佛教
ヲ鶴岡蓮臺院ニ話説ス聽衆市ノコトシ姑マタユキテ之ヲ聽カント

ホツス某氏ミツカラ頁フテ寺ニイタル敷日癩セスソノ孝養貞操人
々ツタヘ戸々稱セサルハナシ寛保二年藩侯聞テコレヲ嘉ミン厚ク
某氏ニ賜ヒ特命シテソノ兒安之助ヲ本祿ニ復ス

少納言喜多子之傳

少納言喜多子は仙臺の重臣片倉備中守景綱の異父同腹の姉なり父
は鬼庭周防良直（後左月と號す天正十三年十一月十一日七雄將大
へに仙道人取橋に戰こふ時に年七十三身に甲冑をつけず水色の法
衣に黄絮帽子をかふり敵中に突進す敵互へは呼て曰く他をかへり
みるなかれたき帽子を討てこ縦横亂撃身數十創を被むる遂に戰
死す）にして母は本澤刑部眞直（世々片倉家比老臣となり子孫な
り存す）の女なり一女あり喜多と云故ありて離婚し其女を攜へ
て歸へる後さらに片倉景重の後室となり喜多子もまた同家よりし
なはる長ずるに及んで女は道は云ふも更なり文武兩道に通じ又好
んで兵書を講す筈するに及ぶも子歸をもごむるの意なしつねに云

ふ世間箕箒をこるべきは丈夫なしとゆへは生涯寡居身を持する清
淑伊達氏十六世輝宗公に仕へ政宗公に保母となり輔導するところ
すくなからず又異父弟景綱をたすけりうの家をあらうりうせんこと淑
はかる

抑も片倉の一家はもと羽州たきたま郡やしろ郷八幡社比福官よ
して世々伊達家よつかへ景綱も亦四人扶持金二両を以て徒組にあ
けられ世子政宗君に屬すしかるに君容貌あからす加ふるに性寛仁
よして人ご應對するよはなはだ羞色あり時人ひうかよそしりて大
將の器量なしと云ひ母君もまた公をうごんじて次子小次郎君を偏
愛せり景綱ひこり世子の凡ならざるを識り人に語りて曰く世人何
う人を見るの眼あきや能く祖業をつきてますくく之を恢宏するは
た、此君よありを然れども時人な母之を信せずかゝつて去れを一
笑す後年公比大業を成すに及んで大に景綱の卓見みれごろきたり
と云ふ

景綱久しく卑職にありつらく思へらく男兒區々どまて一賣半給
よ甘んじ龍門に此ぬる此機をうしなは、生涯青雲の志を果すあた
はずむしろ斷然箴を負ふてあまねく天下を歴遊し名君賢主の知遇
得て身を立て家をたかし名を後世にあけんよはここ、ろすてよ
決し一日喜多子のもごよいたり其素志を述ふ喜多子默然たたふる
ごころなくや、あわて景綱も向て曰く姉弟遠別此情悲哀きわまり
なし然れごも男兒一たひ青雲此志を達せんごならば敢て之をご、
めずた、發程此日はかならず來りて離盃を擧げよたかへよ今後此
無事をいのりまた心はかり此餞けをも贈る所ご

景綱姉のゆるしを得て大によろふひ家にかゝりてりつかの家財を
賣しろなし旅装をこ、此ひふた、ひ姉のもごにいたる喜多子威儀
を正ふし從容ごして諭して曰く汝かつて忠臣は二君に事へさるの
金言を知らさるか政宗公は即ち汝の主君にあらさるか今政宗君に
おむき其心を二三よせるごはなよ事うや汝血氣にまかせて大義を

わする不忠之より大なるはなかるへし矧や時人かつて政宗君をさ
して庸主たり大將の器なまごひやうせしとき汝ひごり非凡なり將
來に望をうぐまへしご云たるにあらさるかかくのそみゆる名君をす
て、他邦の君に治らんごは又何此心うや他邦いかなる明君あるあ
るもいまた寸功なき一介の新參ものを突然高官よ此世せ重祿をさ
つけへきやもしらの爵祿を得んごならは拔群の功をあらはさ、る
を得ずよご万一望外の選を蒙むるも生涯不義の名はまぬかるへか
らずむしろ他邦の君よ仕ふるの心を以て本國の主君よ忠節をはげ
みなば忠孝ふたつながら全ふすへご汝心をまつめて之を良心よ問
へご理に理をつくして諭したる

景綱ぎ、て憤ぢか、る異見のあるあらはなにごてはしめよ之れを
ご、めたまはさる今日ごなりては僅かの家具も賣盡くし進退あ、
よ谷りて又いがんごもなししかたしご怨ずるを聞き喜多子はごごは
をやわらけ凡そ人は物きはまりて而してのち事成るのもなり我當

初この異けんなきにあらざれども騎虎の勢やひ中々やむべきの氣
しよくなま燃しいに之れを止むるもまた種々の口しつを以て之れ
に抗せば事かならず徹底すまじ後日をまちてむ、ろよ之れをこ
、めんには如かずこれ前日陽はよ諾せま以所なぞここ葉をき
わめてさこしければ景綱大に悟るごころ何れ然そのこ、ろざし
を悽ため政宗公に隨從してまばく、偉功をううと遂に國家柱石
重臣となりしはろの人の英才卓落によるもろんながら喜多子勳
獎開導もまた與がりて力らありご云ふ
景綱しきりにす、み將校に擢んでられ常に用ふるごころの標馬は
水色に井筒をゑがぎしものなりしが天正十七年六月政宗公會津摺
上河原出陣に際し喜多子景綱ます、めて白地に黒く梵鐘をゑか、
しむ蓋し梵鐘は之れ残つけは其の音段々四方にひ、く今之れ残陣
頭よひるかへして武勇現はし其の名洩天下に轟ろかさんこの意
を表しかく改ためしめたるなぞご

慶長七年十二月景綱よ白石城を賜ふ喜多子其築城法を視て景綱に
言て曰く此城本丸と表門と一重にては甚た危うし宜しく外圍ひを
築き濠を窄ち堀を繞らし小門を設て守らば必ず勁敵を防くへしご
景綱之を君公よ請ふて允さる依て修築を加ふ足を菱門と云ふ
天正文祿此際喜多子入京して伏見の臺に在り局の長となりて職は
ら第内の事を勾當を屢太閤よ調して少納言に任せらる時に政宗公
の愛妾某頗る姿色あや太閤深くこの婦に掛想まぬりよ所望もご雖
ごも公其親愛に躊躇せらる一日公遊獵せられ第にあらす女中
を以てその進退を促かせり喜多子使者に面を詢するに主君の
不在を以てすご雖ごも使者聽かず煩ひて作なひ聞らんご喜多子
熟々たもひらく台命もたし難し寧ろ一婦人の故を以て社稷を危ふ
すへけんやご斷然意を決して君の愛妾某を獻す
既よして公歸館いたく喜多子の專斷をいさごふり嚴よ詰言を加ふ
喜多子從容として公に説て曰く君にもつごに知らる、ならん太閤

比無行は曾て他人の妻妾を召せしその意に任へざる命を拒むも
のゆゑは嚴罰踵をめぐらさるる前には非生家の覆滅あり後には
千利休の死あり殿の鑑み歴々眼前よ之れあり這回の台命は國家安
危の分るゝところにあて若し之をねしまば山々しき大事をひき
こすへし豈一婦人死以て國家を換ふへけんやと斷然意を決まて
かくは計らひぬ替越の罪は喜多一死を以て謝すへし君請ふ妻か首
を刎ねて其憤怒を癒し給へご自若として言上す

公志ようやく解くるごいへごも專斷の罪免がれがたく郷里白河に
蟄居を命せらる喜多子殿中を辞まてよぞ刈田郡藏本村瀧の觀音ご
稱する閑雅幽靜の地を卜して地室改むすび深く佛もんに歸依し慶
長十五年七月五日溘焉天年以て終る時年七十二庵室の側らに葬
むり法號殘園同院月隣妙華大姉といふ景綱哀悼其菩提のため一寺
を建て圓同寺と號す後元和元年十月景綱卒し茲に葬むり寺を山上
勝坂に移し傑山寺と改稱す片倉氏曆世の福田とす喜多子の墓は今

奥羽婦人傳卷之二



尙不其庵跡あやあり後ち義山公（仙臺藩第二世忠宗）喜多子此功勞を
追賞し親戚しんせき牛揚金兵衛を本藩よめし家祿二拾貫を給へ姓を片倉と
改め喜多子の家跡をたてらる子孫今は存す片倉英馬といふ
編者曰喜多子雄才大略あり兼て友悌と志し深く初めに家弟を開諭
し其忠節を全ふして大藩の柱石たらしむ是れ既に尋常巾擲者流の
能くする所にあらず其獨斷を以て阿嬌を梟雄に獻ず國家此禍害を
未萌に荊除え一身甘して僭越の罪服し修身怨言なき至つては
頗る古へに所謂社稷此臣たる風あり其神籙果決丈夫の及ふ所にあ
らず伊達氏廿四將中に所天ご爲るに足る者を求るにあらず豈に謂れなしとせんや
きなり修身獨處伉儷に意なかりしもの豈に謂れなしとせんや

奥羽婦人傳卷之一畢



